

別記様式第1号(第四関係)

常滑市活性化計画

愛知県常滑市

平成29年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	常滑市活性化計画	都道府県名	愛知県	市町村名	常滑市	地区名(※1)	常滑	計画期間(※2)	平成29年度～平成32年度
-------	----------	-------	-----	------	-----	---------	----	----------	---------------

目 標 : (※3)

地域で生産される農畜産物を主な食材として利用する農家レストランを整備することで、地域外からの交流人口を増加させ、地域の活性化を目指す。
具体的には農家レストラン設置することで、計画区域内の交流人口を3年間で176,000人増やす。

目標設定の考え方

地区の概要:

- 常滑市は知多半島の西海岸中央部に位置しており、東西に約6km、南北に約15kmと細長く、伊勢湾海上には中部国際空港がある。市の西側には市街化区域が広がり、市の東側の北部・南部には農地や山林が広がっている。
- 昭和47年度から平成18年度にかけて、計画区域内を中心に大規模なほ場整備を実施。整備された農地では稲作や露地野菜などを中心とした都市近郊型の農業が営まれている。
- 平成17年2月、市の中心部の沖合に中部国際空港が開港。これに合わせ、空路、道路、鉄道などの交通網や宿泊施設などが整備された。近郊の都市である名古屋中心部までは電車で約30分、車で約40分で行くことができるようになり、国内外から多くの観光客が訪れる市である。

現状と課題

①交流人口の減少と偏り

○市の交流人口(観光入込客数)は、空港開港後に新たな観光施設ができたことで大幅に増加したが、現在は減少傾向にある。

＜市の交流人口(観光入込客数:市全体)＞

平成16年度(空港開港年度) 1,512,271人 ⇒ 平成25年度(市の交流人口ピーク時) 3,554,739人 ⇒ 平成28年度 2,521,131人

○地域別に見てみると、空港開港後に交流人口が増加したのは、主に新たな観光施設が整備されるなどした市の中心部であり、計画区域(市の東側の北部・南部)では空港開港による交流人口増加の効果をうまく受け止めることはできず、現在は減少傾向にある。

＜計画区域内の交流人口(計画区域内にある観光施設(5施設)の入込客数と計画区域内で行われたイベント等の来客数を集計)＞

平成16年度(空港開港年度) 543,170人 ⇒ 平成25年度(市の交流人口ピーク時) 492,045人 ⇒ 平成28年度 348,500人

②農業就業人口の高齢化と減少

○常滑市では大規模なほ場整備を実施したこともあり、農業が盛んであったが、近年では他産業と比較して農業で得られる所得が低いことなどから、農業就業人口の高齢化や減少が進行し、地域農業の消滅、農地の遊休化が懸念されている。平成17年国勢調査では、常滑市の農業就業人口は1,022人であったが、平成22年では744人と約27%も減少している。

③地域資源の活用促進と連携

○常滑市は多くの観光資源や観光施設に恵まれている。千年の歴史を持つ「常滑焼」や鎌倉時代から湊町として栄えてきた「尾張大野」など歴史あるものだけでなく、中部国際空港や大型店舗・人気店が集中する中部りんくう都市などといった近代的なものもある。

○また、今回の計画区域は自然豊かなところで、市内でも農業が盛んな地域である。イチジク狩りや芋掘り、イチゴ狩りなど農業体験ができるところもあり、時期になると観光客で賑わっている。

○市内の観光施設等の連携は、これまで観光協会を通じた地域的なまとまりが主であり、分野別(例:産業別)、目的別(例:訪問目的別)などで連携している事例は少ない。

今後の展開方向等(※4)

農家レストランを整備することで、交流人口を増加させ、活性化を図る。レストランの設置に当たってはコンセプトが異なる魅力ある施設を複数設置する。

<具体的な展開方向>

①農家レストラン整備(6次産業化の推進)による農業の活性化

- 農家レストランで積極的に地域の食材を使うことで、地域の農畜産物の販売額を増加させ、農業者の生産意欲の向上を図る。
- 6次産業化を進めることで、農作物の付加価値を高め、農業者の所得向上や農業の魅力向上を図る。特に農家レストランで提供するメニューについては、旬の食材や、市の特産品を活用するとともに、消費行動に大きな影響を与えるといわれる女性の意見を反映させる。

②農観連携、グリーン・ツーリズムの促進

- 市内の観光施設やイベント等と、農家レストランの連携を図り、農観連携を推進する。
- 市内にはイチジク狩りや芋掘り、イチゴ狩り、潮干狩りや海釣りなど、農林漁業体験やアウトドアスポーツを楽しめる施設や場所が数多くある。こうした体験ができる施設や場所と宿泊施設、農家レストランが連携し、グリーンツーリズムを促進する企画を実施する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
常滑市	常滑	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	(株)ブルーチップファーム	有	ハ	
常滑市	常滑	地域資源活用総合交流促進施設(受入機能強化施設)	(有)デイリーファーム	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

常滑地区(愛知県常滑市)	区域面積(※2)	2,873ha
区域設定の考え方(※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 区域は常滑市全域から市街化区域と市街化調整区域内にある集落等を形成している区域を除いた区域とする。 この区域は常滑市第5次総合計画で農業としての土地利用を進める「農業系ゾーン」におおむね合致している。 区域の面積は2,873㎡、そのうち農林地は2,340㎡で、約81%を農林地が占めている。 また、常滑市の全就業者数に対する農林漁業従事者数の割合は平成22年の国勢調査によると、約3.6%となっている。 ※平成22年国勢調査数/15歳以上就業者数:27,801人、農業就業者:744人、漁業就業者:261人</p>		
<p>②法第3条第2号関係: 常滑市内の農業就業人口は平成17年から平成22年で約27%も減少しており、地域農業の消滅、農地の遊休化が懸念されている。このような中、交通網が整備され、利便性が飛躍的に向上した当該区域に、近郊都市や海外からの来訪者をターゲットにした交流施設(農家レストラン)を整備することは有効かつ適切である。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 常滑市の市街化区域は除外している。また、市街化調整区域内にある小規模な集落を形成する地域についても除外をしていることから、計画区域は市街化を形成していない区域である。</p>		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		権利の種類(※1)	氏名			住所	

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

平成30年度～平成32年度の計画区域内の観光入込客数(「常滑市観光レクリエーション施設利用者調」を活用)と農家レストランの来客数を把握し、目標の達成状況を把握するとともに、活性化計画の終了後の翌年度(平成33年度)に第三者を含めた評価委員会(仮称)を設置し、評価する。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。